平成２２年（フ）第５３２７号
大阪府高槻市牧田町14番89―501号
債務者　藤　　力丸
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３２９号
大阪市住之江区新北島８丁目１番17―806号
債務者　松本　三鶴
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３３１号
大阪市大正区北村２丁目14番１―1007号
債務者　儀間　夕子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７号
岩手県宮古市熊野町８番６号
債務者　嶋崎　　修
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第４４８号
川崎市宮前区宮崎２丁目１番地14　安清ビル202、前住所横浜市青葉区市ケ尾町1158番地15
債務者　今井　幹朗
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４６０号
川崎市川崎区小田７丁目１番１―507号　クリオ川崎六番館
債務者　長澤　　恵
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
岩手県九戸郡野田村大字玉川第４地割41番地４
債務者　伏場　克浩
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前11時45分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第５０号
岩手県久慈市宇部町第10地割49番地１
債務者　沢里　実香
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第５１号
岩手県九戸郡九戸村大字山屋第５地割155番地６
債務者　小松　美春
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第２８号
栃木県足利市鹿島町197番地38
債務者　増田　光男
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２９号
栃木県佐野市栃本町2067番地１
債務者　恩田　恵子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１１１号
栃木県足利市巴町2543番地
債務者　臺　由美子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１３７号
栃木県佐野市石塚町802番地
債務者　四十八願一幸
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１３８号
栃木県足利市寺岡町524番地４
債務者　舘野　進一
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１２８９号
千葉県柏市あけぼの２丁目９番20―Ａ902号、申立時の住所神奈川県大和市中央林間２丁目21番21―106号
債務者　中島　太郎
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部